| | |
|---|---|
| 八　電子応用機械器具（基準省令第一項に係るものに限る。） | |
| 九　交流用電気機械器具（電気用品安全法施行規則第十条第一項第九号に掲げる交流用電気機械器具（基準省令第二項に係るものに限る。）を除き、基準省令第二項に係るものに限る。） | |
| 十　携帯発電機（基準省令第二項に係るものに限る。） | |

（参考）

中国品質認証センターの事業所の名称及び所在地は、次のとおりである。

中国品質認証センター（中華人民共和国北京市豊台区南四環西路188号9区）

## ○国土交通省告示第四百三十一号

次のように高速自動車国道の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十四年四月六日から三十日間国土交通省東北地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十四年四月六日

国土交通大臣　前田　武志

| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の期日 |
|---|---|---|
| 常磐自動車道 | 南相馬市原町区信田沢字上信田六九番から相馬市粟津字まで | 平成二十四年四月八日十五時 |

## ○環境省告示第六十八号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第四号イの規定に基づき、水質汚濁に係る農薬登録保留基準（平成二十年環境省告示第六十号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年四月六日

環境大臣　細野　豪志

表Ｎ－ｓｅｃ－ブチル－４－ｔｅｒｔ－ブチル－２，６－ジニトロアニリン（別名ブトラリン）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| ３－（３－ブロモ－６－フルオロ－２－メチルインドール－１－イルスルホニル）－Ｎ，Ｎ－ジメチル－１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－スルホンアミド（別名アミスルブロム） | 0.2mg／l |
| Ｎ－［（１Ｒ，２Ｓ）－２，３－ジヒドロ－２，６－ジメチル－１Ｈ－インデン－１－イル］－６－［（１ＲＳ）－１－フルオロエチル］－１，３，５－トリアジン－２，４－ジアミン（別名インダジフラム） | 0.05mg／l |
| メチル＝㈤－Ｎ－［７－クロロ－２，３，４ａ，５－テトラヒドロ－４ａ－（メトキシカルボニル）インデノ［１，２－ｅ］［１，３，４］オキサジアジン－２－イルカルボニル］－４’－（トリフルオロメトキシ）カルバニラート（別名インドキサカルブ）及びメチル＝（ＲＳ）－Ｎ－［７－クロロ－２，３，４ａ，５－テトラヒドロ－４ａ－（メトキシカルボニル）インデノ［１，２－ｅ］［１，３，４］オキサジアジン－２－イルカルボニル］－４’－（トリフルオロメトキシ）カルバニラート（別名インドキサカルブＭＰ） | 0.013mg／l |
| （２Ｒ，３aS，５aＲ，５bS，９Ｓ，13Ｓ，14Ｒ，16aS,16bＲ）－２－（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－α－Ｌ－マンノピラノシルオキシ）－13－（４－ジメチルアミノ－２，３，４，６－テトラデオキシ－β－Ｄ－エリスロピラノシルオキシ）－９－エチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，７，９，10，11，12，13，14，15,16ａ,16ｂ－ヘキサデカヒドロ－14－メチル－１Ｈ－８－オキサシクロドデカ［ｂ］as－インダセン－７，15－ジオン（別名スピノシンＡ）及び（２Ｓ，３aＲ，５aS，５bS，９Ｓ，13Ｓ，14Ｒ，16aS，16bＲ）－２－（６－デオキシ－２，３，４－トリ－Ｏ－メチル－α－Ｌ－マンノピラノシルオキシ）－13－（４－ジメチルアミノ－２，３，４，６－テトラデオキシ－β－Ｄ－エリスロピラノシルオキシ）－９－エチル－２，３，３ａ，５ａ，５ｂ，６，７，９，10，11，12，13，14,15,16ａ,16ｂ－ヘキサデカヒドロ－４，14－ジメチル－１Ｈ－８－オキサシクロドデカ［ｂ］as－インダセン－７，15－ジオン（別名スピノシンＤ）の混合物（別名スピノサド） | 0.1mg／l |
| メチル＝㈤－メトキシイミノ－｛㈤－α－［１－（α，α，α－トリフルオロ－ｍ－トリル）－エチリデンアミノオキシ］－ｏ－トリル｝アセテート（別名トリフロキシストロビン） | 0.26mg／l |
| メチル＝３－クロロ－５－（４，６－ジメトキシピリミジン－２－イルカルバモイルスルファモイル）－１－メチルピラゾール－４－カルボキシラート（別名ハロスルフロンメチル） | 0.090mg／l |
| メチル＝｛２－［１－（４－クロロフェニル）ピラゾール－３－イルオキシメチル］フェニル｝（メトキシ）カルバマート（別名ピラクロストロビン） | 0.61mg／l |
| ３－（４－クロロ－５－シクロペンチルオキシ－２－フルオロフェニル）－５－イソプロピリデン－１，３－オキサゾリジン－２，４－ジオン（別名ペントキサゾン） | 0.063mg／l |
| （ＲＳ）－２－（４－クロロフェニル）－２－（１Ｈ－１，２，４－トリアゾール－１－イルメチル）ヘキサンニトリル（別名ミクロブタニル） | 0.058mg／l |
| メチル＝Ｎ－（メトキシアセチル）－Ｎ－（２，６－キシリル）－ＤＬ－アラニナート（別名メタラキシル）及びメチル＝Ｎ－（メトキシアセチル）－Ｎ－（２，６－キシリル）－Ｄ－アラニナート（別名メタラキシルＭ） | 0.058mg／l |

## ○環境省告示第六十九号

昭和四十六年農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十四年四月六日

環境大臣　細野　豪志

表Ｎ－ベンジル－１Ｈ－プリン－６－アミン（別名ベンジルアミノプリン）の項の次に次のように加える。

| | |
|---|---|
| １－（２，４－ジクロロフェニル）－２’，４’－ジフルオロ－１，５－ジヒドロ－Ｎ－イソプロピル－５－オキソ－４Ｈ－１，２，４－トリアゾール－４－カルボキサミド（別名イプフェンカルバゾン） | 21μg／l |
| ３－（３，５－ジクロロフェニル）－Ｎ－イソプロピル－２，４－ジオキソイミダゾリジン－１－カルボキサミド（別名イプロジオン） | 180μg／l |
| Ｎ－［（１Ｒ，２Ｓ）－２，３－ジヒドロ－２，６－ジメチル－１Ｈ－インデン－１－イル］－６－［（１ＲＳ）－１－フルオロエチル］－１，３，５－トリアジン－２，４－ジアミン（別名インダジフラム） | 71μg／l |
| 2’，６’－ジブロモ－２－メチル－４’－トリフルオロメトキシ－４－トリフルオロメチル－１，３－チアゾール－５－カルボキサニリド（別名チフルザミド） | 140μg／l |
| メチル＝㈤－２－｛α－［２－イソプロポキシ－６－（トリフルオロメチル）ピリミジン－４－イルオキシ］－ｏ－トリル｝－３－メトキシアクリラート（別名フルアクリピリム） | 17μg／l |